



議案第八十三号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年九月十九日

三朝町長 松村喬成

昭和五十九年九月廿九日

原案可決

三朝町議会議長名越典由



三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和四十五年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

第五条 療養取扱機関について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該療養取扱機関に支払わなければならない。

一 次号又は第三号に掲げる者以外の被保険者 十分の三

二 退職被保険者（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）  
第八条の二第一項に規定する退職被保険者をいう。） 十分の二

三 退職被保険者の被扶養者（法第八条の二第二項に規定する退職被保険者の被扶養者をいう。）

イ 診察、薬剤若しくは治療材料の支給又は処置、手術その他の治療（病院又は診療所

への収容に伴うものを除く。)を受ける場合 十分の三  
ロ 病院又は診療所への収容(それに伴う診察、薬剤若しくは治療材料の支給又は処置、手術その他の治療を含む。)を受ける場合 十分の二

附 則

この条例は、昭和五十九年十月一日から施行する。